



長野県報

7月14日(月)
平成20年
(2008年)
第1981号

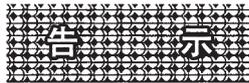
目次

告示

公共測量の終了(建設政策課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2

公告

一般競争入札(食品・生活衛生課)	2
県営土地改良事業計画の縦覧(農地整備課)	3
平成21年度長野県特別支援学校の寄宿舎指導員採用選考(特別支援教育課)	3
身体障害者を対象とする平成21年度長野県特別支援学校の寄宿舎指導員採用選考(特別支援教育課)	4



長野県告示第426号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年7月14日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量(航空写真撮影)

2 作業期間

平成20年5月2日から平成20年6月30日まで

3 作業地域

飯田市 三遠南信自動車道飯橋一工区周辺

建設政策課

長野県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年7月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市小泉字茄子畑3687番の2地先から 上田市小泉字中沢3069番地先まで	旧	5.8~11.3 m	1.7421 km
同 上	新	5.8~11.3	1.7421
上田市下塩尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から 上田市上塩尻字大川原1577番地先まで		4.7~ 6.7	2.6570

道路管理課

長野県告示第428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年7月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先から 埴科郡坂城町大字上平字胡桃沢2465番の5地先まで	旧	8.0~76.0	0.3796
同 上		8.0~76.0	0.3796
埴科郡坂城町大字南条字亀垣7217番の2地先から 埴科郡坂城町大字南条字西会地7175番の10地先まで	新	5.4~ 6.7	0.7130

道路管理課

長野県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年7月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 長野上田線
- 2 供用を開始する区間
上田市下塩尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から
上田市上塩尻字大川原1577番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年7月18日

道路管理課

長野県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

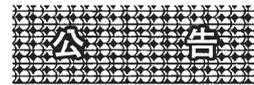
その関係図面は、告示の日から平成20年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年7月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 長野上田線
- 2 供用を開始する区間
埴科郡坂城町大字南条字亀垣7217番の2地先から
埴科郡坂城町大字南条字西会地7175番の10地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年7月18日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
自主管理体制強化事業食品検査業務委託
 - (2) 役務の特質
自主管理体制強化事業食品検査業務
 - (3) 履行期間
平成20年8月1日から平成21年2月28日まで
 - (4) 履行場所
別表のとおり
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33号第1項の規定に基づく、登録検査機関の登録を受けている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県衛生部食品・生活衛生課
電話 026 (235) 7155
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年7月24日（木） 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事